

改正 昭和50年3月25日条例第36号  
平成26年10月14日条例第24号  
平成29年10月13日条例第26号

平成16年3月19日条例第5号  
平成28年3月16日条例第19号

(設置)

第1条 区民の消費生活の安定及び向上を図るため、杉並区立消費者センター（以下「消費者センター」という。）を杉並区天沼三丁目19番16号に設置する。

一部改正〔平成29年条例26号〕

(事業)

第2条 消費者センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 消費者教育に関すること。
- (2) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する消費者事故等の発生に関する情報の交換に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 生活物資の簡易な試験に関すること。
- (7) 消費者団体に関すること。
- (8) 消費者センター施設の使用に関すること。
- (9) 生活物資の流通対策に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事業

一部改正〔平成28年条例19号〕

(休館日及び開館時間)

第2条の2 消費者センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

追加〔平成28年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例26号〕

(消費生活相談を行う日及び時間)

第2条の3 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談を行う日及び時間は、規則で定める。

追加〔平成28年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例26号〕

(使用手続等)

第3条 消費者センターの施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当すると認めるとき、および第1条の目的を達成するについて不適当と認めるときは、前項の承認をしない。

- (1) 消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするものであるとき。
- (3) 消費者センターの管理上支障があるとき。

(使用料)

第4条 消費者センターの施設の使用については、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条の2 第3条第1項の規定による使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第4条の3 消費者センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、その施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用目的に違反して使用したとき。
- (2) この条例または区長の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用ができなくなつたとき。
- (4) 工事その他管理上の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、消費者センターの施設等の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、速やかに使用施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、消費者センターの施設等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(職員)

第8条 消費者センターに消費者センターの事務を掌理する所長を置く。

2 消費者センターに法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験(以下「試験」という。)に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により試験に合格した者とみなされる者を含む。)を消費生活相談員として置く。

3 前2項に定めるもののほか、消費者センターに必要な職員を置く。

追加〔平成28年条例19号〕

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第9条 区長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(職員に対する研修)

第10条 区長は、消費者センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(情報の安全管理)

第11条 区長は、消費者センターの事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成28年条例19号〕

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成28年条例19号〕

付 則

この条例は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則 (昭和50年3月25日条例第36号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日条例第24号)抄

1 この条例は、平成26年12月19日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月16日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月13日条例第26号)

1 この条例は、平成30年3月26日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は同月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立消費者センター条例第3条第1項に規定する施設の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 杉並区行政財産使用料条例(昭和50年杉並区条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略